

蕨市立中学校に係る部活動の方針

平成30年10月

蕨市教育委員会

目 次

はじめに	．．． 1
1 部活動の位置付け	．．． 2
2 適切な運営のための体制整備	．．． 2
(1) 部活動の方針の策定と公表	．．． 2
(2) 指導・運営に係る体制の構築	．．． 2
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	．．． 3
(1) 適切な指導の実施	．．． 3
(2) 部活動用指導手引等の活用	．．． 4
4 適切な休養日等の設定	．．． 5
(1) 一年間の活動の捉え方	．．． 6
(2) 休養日の設定	．．． 6
(3) 休養日の設定における留意事項	．．． 6
(4) 蕨市共通の休養日	．．． 7
(5) 一日の活動時間	．．． 7
5 熱中症事故の防止に向けて	．．． 7
6 その他、事故防止に向けて	．．． 7

はじめに

学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。また、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

これまでも学校においては、平成25年5月に文部科学省より示された「運動部活動での指導のガイドライン」などを参考に、部活動の充実を図ってきた。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、その対応に追われる教師の多忙化や、過度な部活動の練習による生徒の肉体的、精神的な負荷及び学業への影響等が指摘されている。

また、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持することが難しくなっており、将来においても、生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動が行えるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、改革に取り組む必要がある。

スポーツ庁では、平成30年3月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。

県教育委員会では、「国のガイドライン」に則り、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定した。この「県方針」は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。また、「県方針」を運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針とするとともに、県教育委員会は「県方針」に基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行うとしている。

蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、部活動に関する国の動向や「国のガイドライン」、「県方針」を受け、市内教職員を対象に実施した「部活動運営に関する教職員アンケート」の結果を踏まえて、「蕨市立中学校（以下「中学校」という。）に係る部活動の方針（以下「蕨市部活動方針」という。）」を策定した。

今後、教育委員会は「蕨市部活動方針」を中学校や関係者に十分周知する。また、中学校は「蕨市部活動方針」を踏まえて「学校の部活動に係る活動方針（以下「蕨市立〇〇中学校部活動方針」という。）」を定め、校長のリーダーシップのもと、関係者と連携しながら持続可能な運営体制のもとで部活動の推進を図るものとする。

なお、「蕨市部活動方針」は、「県方針」と同様に、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針とし、国や県の動向を注視しながら定期的な見直しを行うものとする。

1 部活動の位置付け

○中学校学習指導要領（平成29年3月）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学校学習指導要領（平成29年3月）において、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連を図るよう留意することが示された。

また、その際、学校や地域の実態に応じ、運営上の工夫を行い、部活動の持続可能な運営体制を整えられるようにするものと示された。

2 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定と公表

①校長は、「蕨市部活動方針」に則り、毎年度「蕨市立〇〇中学校部活動方針」を策定する。

②部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。

③校長は、上記①、②の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

④教育委員会は、上記①、②に関し、中学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式を作成するなど、中学校の必要に応じた支援を行う。

（2）指導・運営に係る体制の構築

①校長は、生徒や教員数、「蕨市立中学校部活動外部指導者の設置について」に示される外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう適正な数の運動部・文化部を設置する。

- ②教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、外部指導者の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、外部指導者等を積極的に活用する。なお、外部指導者等の活用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。
- ③校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑤教育委員会は、部顧問、外部指導者等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等への積極的な参加を促進する。
- ⑥教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ①校長及び部顧問、外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

部活動の指導において、部顧問、外部指導者等による以下（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものである。また、先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

(例)

ア 殴る、蹴る等。

イ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。

- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。

- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

ウ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇の発言や行為、嫌がらせ等を行う。

エ セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

- ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。

- ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

オ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

②運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

③文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、外部指導者等は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、

3 (1) に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、配慮する。

「蕨市部活動方針」は、「国のガイドライン」・「県方針」における『地域や学校の実態を踏まえた工夫』及び文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」における『運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて』を参酌し、休養日等の設定について（１）～（５）の通り策定した。

「国のガイドライン」及び「県方針」

なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）」

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効果的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

（１）一年間の活動の捉え方

一般的に、「充実期」→「試合期」→「休息期」→「充実期」…のサイクルとなる。

	時 期	期間の捉え方
①	充実期	「試合期」と「休息期」を除く期間。基礎的・発展的練習や練習試合をこなしながら、チームや選手個人として成長していく。
②	試合期	上位大会（県南大会・県大会・関東大会・全国大会等）につながる大会の１ヶ月前に当たる日から、大会期間中における当該チーム（選手）の最後の試合日までの期間。練習試合も複数実施することが考えられる。
③	休息期	大会における当該チーム（選手）の最後の試合日の翌日を始まりとし、２週間～１ヶ月後までの期間。大会の疲労を取り除くとともに、それまでの活動を振り返り、新たな目標を見出すことで、「充実期」へつなげていく。 ※大会結果（初戦敗退～優勝）における生徒の疲労度を考慮し、２週間～１ヶ月の範囲で部顧問が適切に位置付けるものとする。

※上位大会に進出した場合、「休息期」と上位大会における「試合期」が重複する場合が考えられる。この場合は、上位大会の最後の試合日翌日から適切な期間の「休息期」を位置付けるものとする。

（例）長期間に渡る「試合期」となったため、「休息期」は１ヶ月設定する。

※文化部については、「大会」を「コンクール・展示会・発表会」等に置き換えて考えるものとする。

（２）休養日の設定

以下の休養日の設定①～③を表のとおり、「充実期」「試合期」「休息期」に適切に当てはめるものとする。

- ①学期中は、週当たり２日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。）
- ②学期中は、１ヶ月当たり少なくとも８日間以上の休養日を設ける。
- ③年間を通して、１０４日以上休養日を確保できるように週間または月間当たりの休養日を設ける。

時 期	充実期	試合期	休息期
休養日の設定	①②③いずれか	②または③	①

（３）休養日の設定における留意事項

４（２）に加え、以下の事項に留意する。

- ①（２）の①運用期間中の週末に練習試合や大会参加等で活動時間や活動日が増えた場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ②長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ③長期休業中は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ④休養日は、朝練習も行わない。

(4) 蕨市共通の休養日

以下に示すものについては、本市共通の部活動休養日とする。ただし、学校行事や定期テストなど、中学校によって期日が異なるものについては、それぞれの中学校に合わせた休養日になるため、全ての中学校が同日に休養日とならない場合もある。

	蕨市共通の休養日
①	学期中の「ふれあいデー」
②	「入学式」「卒業証書授与式」「離任式」及び「卒業証書授与式前日」
③	「体育祭」「文化祭」「合唱祭」及びその「前日」と、「三送会前日」
④	定期テスト一週間前～定期テスト実施日（テスト最終日を含む）
⑤	長期休業日における学校閉庁日
⑥	蕨市教育研究会総会及び一斉研修会の両日
⑦	蕨市教育委員会・南部教育事務所教育支援担当・学力向上推進担当学校訪問日

※④については、その週（週末）に、上位大会へつながる大会に出場する（上位大会出場を含む）場合のみ、校長の許可を得て、調整を兼ねた短時間の活動を実施することができるものとする。

（例）2学期中間テスト最終日の2日後に二市駅伝競走大会（県駅伝予選会）があるので、大会に出場する駅伝選手が調整を兼ねて2,000mのビルドアップ走を行う。

(5) 一日の活動時間

種目の特性や部員数による活動形態の違いがあることから、「活動時間」は「生徒一人当たりの運動時間」として捉えるものとする。（文化部も運動部に準じる）

	一日の活動時間
①	学期中における1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（週末を含む。）は3時間程度とする。
②	学期末の短縮日課及び長期休業中の活動時間は、学期中における休業日の扱いに準じる。

5 熱中症事故の防止に向けて

熱中症の発生が予見される環境下、とりわけ夏季において活動を実施する際には、「熱中症予防に係る小・中学校の活動方針（平成30年8月23日付け蕨教学第652号）」に基づき、活動の中止や延期、見直し等、柔軟に対応し、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。

6 その他、事故防止に向けて

- (1) 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の一部が改正されたことに伴い、自転車損害保険等の加入が義務付けられたことから、大会等で移動する際に自転車を利用する部顧問は、生徒の自転車損害保険等加入状況を確認する。また、自転車を利用する際には、自転車事故の防止に向けた指導を行う。

- (2) 部顧問は毎年度、部活動の緊急連絡網を作成し、校長に提出するとともに、卒業した３年生の個人情報为学校に残らないように、年度末にこれを廃棄する。
- (3) A E Dの操作方法について、年度ごとに定期的な実技講習等を行い、全教職員が使用できるようにする。また、救急車の要請を含む事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等について、マニュアル等を活用し、全教職員で共通理解を図る。
- (4) 「体育授業・運動部活動における事故防止の５則について（平成３０年４月２日付け教保体第２１号）」を全教職員の目に触れるところに掲示する等、安全指導の徹底を図る。

附 則

- 1 この方針は、平成３１年４月１日から適用する。ただし、この日以前から適用することについては差し支えない。

